仮設分電盤　使用前の点検

労働安全衛生規則 第352条＝使う日の作業を始める前に、漏電遮断器の作動、接地線と接地極、移動電線と接続器具の被覆・外装を点検する

年月	年　月	**分電盤**	種類・主幹・回路の数・番号
設置場所		**電気の担当**	

日	点検者	漏電遮断器	接地	移動電線・コード	扉・囲い	配線の通り	表示・雨水	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	使用
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

感電防止用の漏電遮断器（労働安全衛生規則 第333条第1項）は、使う日の作業を始める前に作動状態を点検します。接地をして使う電動機械器具の接地線の切断・接地極の浮上がり、水などで濡れた場所で使う移動電線と接続器具の被覆・外装も、使用前に点検します（第352条）。異常を認めたときは、直ちに補修するか取り替えます。扉・囲い、配線の通り、表示・雨水の欄は、現場で見ておきたい目安です。 結果は「良」か「異常」、当てはまらない欄は「—」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/kasetsu-bundenban-tenkenhyo-template/

仮設分電盤　毎月の点検記録

労働安全衛生規則 第353条（囲いと絶縁覆いを毎月1回以上）・第352条・第336〜338条

分電盤	種類・主幹・回路の数	**番号**	
点検の種類	毎月　・　設置・移設した時　・　その他	**点検年月日**	年　月　日
点検をした人		**立会い**	
設置場所		**電源**	
結果の数			

点検する事項と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

No.	点検する事項（見るところの例・根拠）	点検方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
1	囲い（盤の外箱・扉）の損傷の有無 外箱のへこみ・穴・さび、扉が閉まり鍵が掛かるか、パッキンの傷み。根拠＝第353条（第329条の囲い）				
2	絶縁覆い（端子カバー・保護板）の損傷の有無 ブレーカーの端子カバー・充電部の保護板の割れ・外れ。扉を開けても充電部に手が届かないか。根拠＝第353条（第329条の絶縁覆い）				
3	漏電遮断器の作動 主幹と分岐のテストボタンで切れるか、入れ直せるか。根拠＝第352条（使う日の使用前に毎日）				
4	接地線の切断・接地極の浮上がり 盤の接地端子の締まり、接地線の切れ、接地棒の抜け・浮き。根拠＝第352条				
5	配線・移動電線の被覆 引込みのケーブルと分岐のコードの被覆の傷・つぶれ・老化、プラグとコンセントの割れ。根拠＝第336条・第337条				
6	仮設の配線の通し方 通路面を這わせていないか。通す時は車両や台車が通っても被覆が傷まない状態か（防護・架空）。根拠＝第338条				
7	表示と立入り 盤の名前・回路の表示、電気の担当者の名前と連絡先、関係者以外が開けない工夫（現場の目安）				
8	設置の状態 盤の固定・転倒防止、雨水の入り込み、盤のまわりに物を置いていないか（現場の目安）				

補修の内容	
記録の保存	条文に保存の期間の決まりはない（工事の終わりまで、元請の決まりに合わせて残す）

分電盤などの電気機械器具の充電部分には、感電を防ぐ囲いか絶縁覆いを設けます（労働安全衛生規則 第329条）。その囲いと絶縁覆いは、毎月1回以上、損傷の有無を点検し、異常を認めたときは直ちに補修します（第353条）。仮設の配線や移動電線は、車両などが通って被覆が傷むおそれのない状態でなければ、通路面で使いません（第338条）。点検の記録を残す決まりや保存の期間は、これらの条文にはありません。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/kasetsu-bundenban-tenkenhyo-template/